

## 入札説明書

この入札説明書は、令和8年（2026年）3月19日付け地方独立行政法人北海道立総合研究機構水産研究本部公告第5号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

この入札を次のとおり実施する。

### 1 契約担当者等

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 理事長 小高 咲

### 2 入札に付す事項

- |                    |  |
|--------------------|--|
| (1) 契約の目的の名称及び予定数量 | 試験調査船金星丸代船建造工事 一式  |
| (2) 契約の目的の仕様等      | 別紙仕様書のとおり  |
| (3) 契約期間           | 令和 8年（2026年）5月（契約日の翌日）日から<br>令和11年（2029年）2月28日まで<br>※余裕工期90日間含む<br>※通常工期令和10年（2028年）11月30日まで |
| (4) 履行場所           | 造船所（受け渡しも同様）   |

### 3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和7年北海道告示第506号に規定する船舶の造船及び修理の資格を有すること。
- (2) 北海道及び北海道立総合研究機構が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は道総研が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 入札の日から過去25年間において、総トン数100トン以上（総トン数、排水トン数）の鋼船の試験調査船または、総トン数100トン以上（総トン数、排水トン数）の鋼船の官公庁船の建造実績を有すること。

### 4 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定を準じた制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3の（4）に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和8年（2026年）3月19日から令和8年（2026年）4月17日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時00分から午後5時00分まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 046-8555 北海道余市町浜中町 238 番地

地方独立行政法人北海道立総合研究機構水産研究本部総務部

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

## 5 契約条項を示す場所

北海道余市町浜中町 238 番地

地方独立行政法人北海道立総合研究機構水産研究本部総務部

## 6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所：北海道余市町浜中町 238 番地

地方独立行政法人北海道立総合研究機構水産研究本部

中央水産試験場 3階 セミナー室

(2) 入札日時 令和8年(2026年)5月12日(火)13時30分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ

## 7 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他理事長が確実と認める担保を供用すること。ただし、地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則(平成22年4月1日規程第48号。以下「取扱規則」という。)第9条の定めるところにより入札保証金の免除された者は、この限りで無い。

## 8 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他理事長が確実と認める担保を提供すること。ただし、取扱規則第37条各号の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者は、この限りで無い。

## 9 送付による入札の可否

可

## 10 契約書作成の要否

要

## 11 その他

(1) 低入札価格調査の基準価格

この入札は、取扱規則第19条の規定による低価格入札の基準価格を設定していない。

(2) 最低制限価格

この入札は、取扱規則第20条の規定による最低制限価格を設定していない。

(3) 開札の時に、3に規定する資格を有しない者の入札、取扱規則第15条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法

取扱規則第19条に規定する場合を除き、取扱規則第10条第1項の規定により定めた予定価格

の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(5) 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は道総研が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(6) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い。

ア 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に関する課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 地方独立行政法人北海道立総合研究機構水産研究本部総務部

イ 所在地北海道余市町浜中町 238 番地

(8) 前金払 前金払は請負代金額の4割に相当する額以内で行う。

(9) 部分払 1回行う。

(10) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(11) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(12) この入札の執行は公開する。

(13) 債権譲渡の承諾

この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を道総研に提出し、道総研が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道総研が指定する様式により依頼すること。

(14) 試験調査船の引き渡し及び引き受けの場所は造船所とする。

(15) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。